

申し込みにあたっての注意点

① ご契約時に必要な書類等

- ① 申込書(学校長印が必要となります)
- ② 保険料(一括払のみの取扱いとなります)

② 保険お申し込み期日

旅行出発日の前日から起算して14日前までとなり、それ以降のお引受けはできません。
※14日前までにお申し込み手続き・保険料のお支払いを完了いただく必要があります。

③ 人数変更について

保険期間開始後(旅行出発日の前日から起算して13日以内)の参加人数の減少に伴う契約内容の変更や解約のご請求をいただいても、保険料の返還はございませんので、特に注意してください。

④ お申し込みの範囲

対象となる旅行全体についてお申し込みください。
(旅行行程の一部や参加生徒の一部のみに限定したお引受けはできません)

⑤ 保険販売中止の可能性について

日本国内で大規模な地震が発生した場合などは、新たなお引受けを停止する場合があります。

このチラシは概要を説明したものです。詳しい内容については「重要な事項等説明書」をご覧ください。また、ご不明な点がございましたら、取扱代理店または引受保険会社にお問い合わせください。
ご契約に際しては、重要な事項等説明書、約款、個人情報の取扱説明書を必ずご覧ください。

小学校・中学校・高等学校
国内学校旅行をご担当の教職員の皆様へ

JTB国内学校旅行 キャンセル費用保険

(費用・利益保険 学校旅行中止保険特約セット興行中止保険)

この保険は…?

小学校・中学校・高等学校が取り扱う学校旅行において、**悪天候**または**地震・噴火・これらによる津波**により、学校旅行が中止または延期となった場合に旅行会社への取消料の一定割合をお支払いする保険です。



申込締切日：対象となる学校旅行出発の14日前まで

お問合せ先

【取扱代理店】

【引受保険会社】 ジェイアイ傷害火災保険株式会社

JTB国内学校旅行キャンセル費用保険とは

小学校・中学校・高等学校が取り扱う学校旅行において、**悪天候または地震・噴火・これらによる津波**により、学校旅行が中止または延期となった場合に旅行会社への取消料の一定割合をお支払いする保険です。

対象となる旅行

小学校・中学校・高等学校が学校行事として実施し、学年またはそれ以上の単位で生徒を参加させる、学校の教職員が引率する日本国内の旅行

保険契約者・被保険者

小学校・中学校・高等学校

補償する危険

悪天候リスク

台風、強風、大雨等の悪天候または悪天候のおそれ

地震リスク

地震・噴火またはこれらによる津波

保険金をお支払いする場合

悪天候(悪天候のおそれを含みます。)または**地震・噴火もしくはこれらによる津波**により、学校旅行が中止または延期となった場合

●保険金をお支払いする場合の事故例

CASE 1

台風による大雨や強風により、学校旅行を中止した。



CASE 2

出発前日に、旅行先の都市にて大地震が発生したため、学校旅行を延期した。



補償する損害

- 旅行会社等へ支払った取消料、違約金など

支払限度額(保険金のお支払額)について

- この保険では、旅行代金の総額に縮小補償割合を乗じた額が支払限度額となり、損害の額に縮小補償割合を乗じた額を保険金としてお支払いします。
なお、縮小補償割合は80%、40%、20%からお選びいただけます。

●保険金お支払例

旅行代金総額900万円、縮小補償割合80%、損害の額600万円の場合

$$\text{損害の額 } 600\text{万円} \times \text{縮小補償割合 } 80\% = 480\text{万円}$$

保険料の算出方法

- 保険料は、実施時期、旅行方面、旅行代金の総額、移動の交通手段等に応じて個別に算出します。なお、この保険の1契約あたりの最低保険料は10,000円です。

例

●実施時期: 2019年6月3日~6月5日

●縮小補償割合:

●出発地: 東京

80%の場合

53,000円

(1名あたり 530円)

●旅行先: 京都

●参加人数: 100名

●旅行代金の総額: 600万円

●移動の交通手段: 新幹線

40%の場合

27,000円

(1名あたり 270円)

20%の場合

13,000円

(1名あたり 130円)



保険金をお支払いできない主な場合

- ①関係者*の故意、重大な過失または法令違反
- ②関係者の解散、破産手続開始または資金不足
- ③関係者の興行(学校旅行)に関する準備もしくは取り決め上の過失またはそのような準備もしくは取り決めに関する関係者間の紛争もしくは意見の相違
- ④関係者による犯罪行為もしくは闘争行為(労働争議を除きます。)または関係者に対する逮捕もしくは出入国拒否、会場建物の差押え等の公権力の行使(ただし、消防、避難等防災のための公権力の行使を除きます。)
- ⑤政変、国交断絶、国家的服喪、経済恐慌、物価騰貴、外国為替市場の混乱または通貨不安
- ⑥テロ行為(政治的、社会的、宗教的もしくは思想的な主義もしくは主張を有する団体もしくは個人またはこれらと連帯する者が、その主義または主張に対して行う暴力的行為(示威行為、脅迫行為および生物兵器または化学兵器等を用いた加害行為を含みます。)または破壊行為(データ等を破壊する行為を含みます。)をいいます。)
- ⑦感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)に規定する感染症にかかること、かかっている疑いがあることまたはかかるおそれがあること。
- ⑧財物の滅失(盗難、紛失等を含みます。以下同様とします。)、損傷または汚損による物的損害(価値の減少またはそれを回復するための修理費、再調達費用等をいいます。)
- ⑨身体の障害を被った者について生じた損害(治療費、慰謝料、逸失利益、葬祭料をいいます。)
- ⑩被保険者が、他人の財物の滅失、損傷もしくは汚損、他人の身体の障害、人格権の侵害または職業上相当な注意を払わなかったことに基づき発生した他人の財産上の損害に対して、法律上の損害賠償責任を負担することにより被る損害
- ⑪戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ⑫核燃料物質(使用済燃料を含みます。)もしくは核燃料物質(使用済燃料を含みます。)によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑬補償の対象となる事由が保険責任期間中に発生していない場合

など

*関係者とは、保険契約者、被保険者、興行(学校旅行)等の主催者等をいいます。以下同様とします。